# 第 11 次島田市交通安全計画 (案)の概要 (計画期間:令和3年度~令和7年度)

- ○交通安全対策基本法に基づき、市区域の交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策等の大綱を定めるもの
- ○道路交通、踏切道における交通の安全に関する計画
- 〇計画期間:令和3年度~令和7年度(5か年)

#### 第10次計画の実績

○第10次計画期間(平成28年度~令和2年度)の目標

- ・交通事故死者数 年間3人以下を目指す
- ・人身事故発生件数 年間 700 件以下を目指す

#### 〇人身事故発生件数、死者数、負傷者数

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年
件数(件)	717	672	646	539	478
死者数(人)	6	6	4	5	2
負傷者数(人)	925	898	871	714	624

- ・発生件数は平成 29 年以降 700 件を下回り、年間 700 件以下とする目標を達成した。令和 2 年は平成 28 年と比較し 239 件の減となっている。
- ・死者数は令和2年に2人となり、年間3人以下とする目標を達成した。

#### ○高齢者に係る交通事故死者数の推移

	平成 28 年	平成 29 年	平成30年	令和元年	令和2年
死者数(人)	6	6	4	5	2
うち高齢者(人)	5	5	2	2	2

・交通事故死者に占める高齢者の割合が高い。

# 基本理念 ○交通事故のない社会の実現

- 〇「人優先」の交通安全思想
- ○高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築

### 目標

#### ■道路交通

- ・年間死者数 令和7年末までにゼロを目指す
- ・年間人身事故発生件数 令和7年末までに400件以下を目指す

### ■踏切道

無事故を目指す

# 対策を考える視点

# ■道路交通/6つの視点

- ・従来の安全対策を基本としつつ、社会情勢に対応した効果的な対策への改善や推進を図る。
- 「人優先」の交通安全思想の徹底
  - 1. 高齢者、子ども及び障害のある人の安全確保
  - 2. 歩行者・自転車の安全確保
  - 3. 生活道路における安全確保
  - 4. 先端技術の活用推進
  - 5. 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
  - 6. 地域が一体となった交通安全対策の推進

### 講じようとする施策

## ■道路交通/7つの柱

# 1. 道路交通環境の整備

- ・生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- 幹線道路における交通安全対策の推進
- ・交通安全施設等の整備事業の推進
- ・高齢者等の移動手段の確保・充実
- ・歩行空間のユニバーサルデザイン化
- 無電柱化の推進
- 効果的な交通規制の推進
- ・自転車利用環境の総合的整備
- ・交通需要マネジメントの推進
- ・災害に備えた道路交通環境の整備
- 総合的な駐車対策の推進
- ・交通安全に寄与する道路交通環境の整備

# 2. 交通安全思想の普及徹底

- ・段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- 効果的な交诵安全教育の推進
- ・交通安全に関する普及啓発活動の推進
- ・交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
- ・地域における交通安全活動への参加・協働の推進

# 3. 安全運転の確保

- ・運転者教育等の充実
- 安全運転管理の推進

# 4. 車両の安全性の確保

- 先進安全自動車普及の促進
- 高齢運転者の安全対策の推進
- 不正改造車の排除
- ・自転車の安全性の確保

# 5. 交通指導取締りと暴走族等対策の推進

- 6. 救助・救急活動の充実
  - ・救助・救急体制の充実
  - 救急医療体制の充実
  - 救急関係機関の協力関係の強化

### 7. 被害者支援の充実と推進

## ■踏切道/3つの柱

- 1. 踏切道の構造改良、保安設備の整備及び交通規制の実施
- 2. 踏切道の統廃合の促進
- 3. 踏切道の交通の安全及び円滑化を図るための措置

# ■大規模地震に備えての交通の安全

- 1. 臨時情報発表時
  - 道路交通情報の収集と提供
- 2. 地震発生時
  - 緊急交通路等の確保
  - 道路交通情報の提供
- 3. 平時における措置
  - 緊急通行車両の事前届出の推進
  - 交通安全施設の整備
  - 交通総量抑制対策の推進
  - 信号機電源付加装置の整備
  - ・臨時情報発表時及び地震発生時における自動車運転者の執るべき措置の周 知徹底
- 4. その他の交通安全対策
  - 既存の道路橋の耐震補強等
  - 沿道建築物等の耐震化の促進